

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意のうち、少年保護処分の決定に対する抗告棄却決定に対し、再審申立を許さないのは違憲であるとの点は、右の再審申立を許すか否かはもつばら立法政策の問題であつて、憲法適否の問題ではないから、所論は前提を欠き、その余の違憲をいう点は、右の再審申立が許されることを前提とするものであるから、所論は前提を欠き、いずれも刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五五年五月一九日

最高裁判所第一小法廷

裁判官	本	山	亨
裁判官	団	藤	重 光
裁判官	藤	崎	萬 里
裁判官	中	村	治 朗
裁判官	谷	口	正 孝